

監事監査報告書

令和5年5月25日

学校法人川崎学園

理事会 御中
評議員会 御中

学校法人川崎学園

監事 里住宗晴
監事 三宅博文
監事(常勤) 伊地知均

私たち監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人川崎学園寄附行為第8条の規定に基づき、令和4年度(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)の学校法人川崎学園の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行ったので下記のとおり報告します。

記

1. 監査方法の概要

- (1) 令和4年度開催の理事会及び評議員会、学園運営協議会等の重要会議に出席し、提出された業務及び各理事の業務執行の状況について、直接聴取し書類確認を行うとともに、重要な決裁書類等を閲覧した。
- (2) 財産に関する監査活動として、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び財産目録等について、事務局経理部門から詳細な説明聴取及び会計監査人から会計監査の結果の報告及び説明を受けた。

2. 監査の結果

- (1) 令和4年度、学校法人川崎学園の業務は、前年度に続き、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を強く受けながらも、学園及び学園各施設の明確な理念等のもと、適正な手続きを経て、各々目標達成に向け執行されたことを認める。
- (2) 川崎学園の業務及び理事の業務執行状況に関し、不正な行為又は法令若しくは、寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。
- (3) 財産の状況は、学校法人会計基準に従い適正に処理され、計算書類等すなわち、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び財産目録は、法人の収支及び財産の状況を正しく示しているものと認める。

以上